

# 日本染色体遺伝子検査学会 賛助会員規程

## 第1条（目的）

本規約は、会則第3章に定めた会員の規定に基づき、賛助会員制度の運営等について必要な事項を定めるものとする。

## 第2条（資格）

本会の主旨に賛同し、その事業を賛助するために入会した個人または団体とする。

## 第3条（議決権）

賛助会員は本会の総会における議決権を持たない。

## 第4条（入会）

本会の会員となるためには、別に定める会員入会申込書を申請して本会理事長の承認を受けなければならない。入会を認めない場合、理由を付した書面をもって通知する。また会員は1年単位とし、本学会計年度と同じく年度開始日を10月1日、年度終了日を9月30日とする。

## 第5条（入会金、年会費）

- ・入会金 0円
- ・年会費 一口 10,000円

会費は、第5条で規定する金額を指定された期日まで本会の指定する方法で納入しなければならない。また、申込口数については1口以上とし、会員の申し出により年度ごとに変更することができる。

## 第6条（退会）

会員が退会を希望する場合、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。ただし、既に納入された年会費は返納しない。

## 第7条（特典）

会員は以下の特典を利用することができる。

- 1) 本会雑誌の発送（年2回、口数に応じた部数とするが、最大5冊まで）
- 2) 本会雑誌論文集への広告掲載（年1回、掲載場所は学会雑誌編集委員会に一任する）
- 3) 本会のホームページ上でのバナー掲載及びリンク
- 4) 学会ニュースへの情報提供（口数に応じて）

## 第8条（その他）

賛助会員について会則および本規約に定めのない事項のうち必要な事項は理事会で決定する。

附則 本規約は2021年11月28日から施行する。